

第1部 総論編

第1章 計画策定の背景と目的

1 計画の背景

国では、平成元年の「1.57ショック※」を契機にこれまで個人の問題としてきた少子化を国の課題と捉え、様々な対策に取り組んできました。しかし、合計特殊出生率※は第2次ベビーブームの昭和48年から漸減傾向を続け、平成20年の合計特殊出生率は3年連続して増加しているものの1.37となっています。

これらの背景から政府は、抜本的な少子化対策を図ろうと、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成17年4月から10年間を集中的に少子化対策に関する様々な取り組みを実施することを決め、地方公共団体や一般事業所に至るまで「次世代育成支援地域行動計画」の策定を義務付けています。

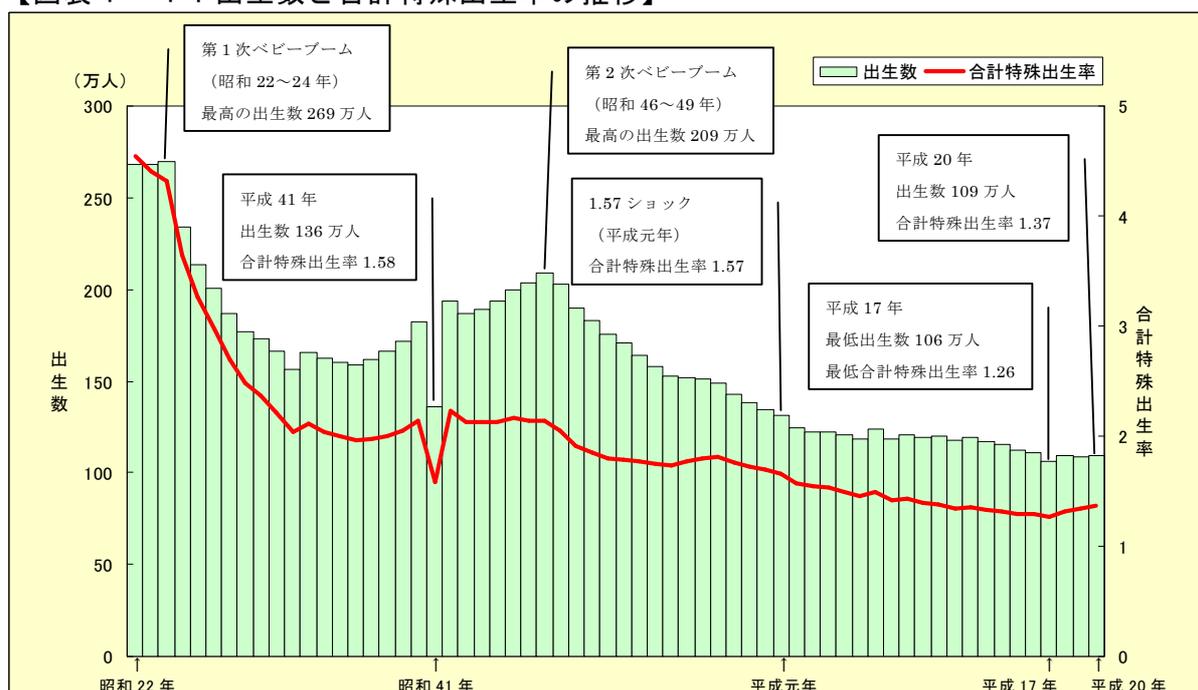
これを受け平成16年度に旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村（以下旧3町村）でそれぞれ5年間の前期行動計画を策定しました。その後、平成18年2月20日の合併により中央市が誕生し、平成19年度に新市の前期行動計画を策定しました。

今回、この前期行動計画を見直し、5年間の後期行動計画を策定します。

※ 1.57ショック：平成元年の合計特殊出生率が昭和41年の1.58を下回り、少子化問題が一般化した年

※ 合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に産む子どもの数をあらわす数値

【図表1-1：出生数と合計特殊出生率の推移】



2 計画の目的

「次世代育成支援地域行動計画」は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間に、次世代育成支援対策のための取り組みを集中的・計画的に推進するための計画です。

本市では、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間に於ける後期行動計画を策定し、次代を担う子どもを育てるすべての家庭を支援して、子どもが心身とも健やかに育つ社会環境づくりを目指します。

3 計画の名称

中央市次世代育成支援地域行動計画－後期行動計画

『親が子どもがいきいきプラン』

4 計画策定の基本的な考え方

中央市では、平成 19 年度に策定した前期行動計画を見直し、下記の基本的な考え方に基づいて後期行動計画を策定します。

1) 基本的な視点

- ① 子どもの視点
- ② 次代の親づくりという視点
- ③ サービス利用者の視点
- ④ 社会全体による支援の視点
- ⑤ 仕事と生活の調和実現の視点
- ⑥ すべての子どもと家庭への支援の視点
- ⑦ 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- ⑧ サービスの質の視点
- ⑨ 地域特性の視点

2) 次世代育成支援対策地域協議会の設置

3) 長期総合計画、男女共同参画計画、健康増進計画など、他の計画との調和

5 計画の期間

次世代育成支援対策推進法は10年間の時限立法であり、平成17年度から5年間を前期行動計画、平成22年度から5年間を後期行動計画と分けています。

本市では、平成19年度から平成21年度の3年間を前期計画とし、平成21年度に進捗状況などから事業内容や目標値などの見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの後期計画を策定します。

【図表1-2：計画期間】

平成17年度 2005年	平成18年度 2006年	平成19年度 2007年	平成20年度 2008年	平成21年度 2009年	平成22年度 2010年	平成23年度 2011年	平成24年度 2012年	平成25年度 2013年	平成26年度 2014年
		前期計画							
				見直し	後期計画				

参考) 新待機児童ゼロ作戦と後期行動計画の目標年度について

国では都市部など一部の地域で急増している待機児童に対応し、「新待機児童ゼロ作戦」を進めています。「新待機児童ゼロ作戦」は、平成20年度から平成29年度までの取り組みで、希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにすることを目標としています。

そこで、国は地方公共団体に対し、次世代育成支援地域行動計画と併せて新待機児童ゼロ作戦でも掲げる目標について、潜在的なニーズ量の把握と目標事業量の設定を求めています。このことから、国が定めた保育サービスの目標年度は、平成22年度と平成26年度、平成29年度の3カ年としています。

本市の後期行動計画では、最終年度である平成26年度の数値目標を掲げています。